

中世本願寺の寺院組織と身分制

片山伸

一 問題の所在

本稿は、中世本願寺、とりわけ史料が豊富な大坂時代の本願寺における組織のあり方と身分制度を、中世社会全体のなかに位置づけることを目的とする。

一般に、中世本願寺の身分階梯は、留守職——一家——直參坊主——門徒という図式で捉えられる。近年草野顯之氏^①が、大坂時代の本願寺に関して、宗主（留守職）——一家衆——常住衆——定衆——三十日番衆——直參坊主衆——門末（門徒）という階梯を指摘しているが、常住衆以下三十日番衆はあくまでも広義の直參坊主衆であつて——彼らは直參坊主衆より選任あるいは交代で勤める——基本的な図式に大きな変更はないといえよう。この様な階梯は、本願寺寺内の主要な宗教行事、たとえば歴代留守職の命日などに催される「斎」における座次などから導かれるもので、宗教的な身分と見れば全く正しく、完結したものといえる。しかし一方この図式では、たとえば寺務執行の中核を握る下間家や堂衆の位置を測ることができないのも事実である。本願寺教團全体の組織・身分の説明としては、如上の図式が全く不十

分である」とは明らかであろう。右の宗教的身分階梯にしても、これだけでは社会全体のなかでどの様に位置づけ得るのか疑問である。

そこで視点を転じてみると、下間家や堂衆は本願寺独自の宗教行事には直接参加しないが、より社会的な儀礼の場には姿を見せる。例えば『天文日記』に見える正月朔日の菱餅の後の「とおり（通）」——当時の社会にひろくおこなわれた儀礼で、貴人（このへんでは本願寺留守職）が身分の低いものにまで手ずから酒杯を授ける^③——の次第では、殿原衆（または青侍）——堂衆——中居衆——綱所衆——大坂留守衆——坊主衆が順次これを授けられている。このうち大坂留守衆は固定化されたメンバーではなく、また坊主衆に対しても「とおり」ではなく「対面」という形式をとっているなどの事情があり、ひとまず除外して扱うのが適當であろう。すなわち殿原——（青侍）——堂衆——中居衆——綱所衆という組織系列が存在するのである。さらに「とおり」の順序は、礼物等の金品授受における額の多少の関係とも一致しているから、身分序列の表徴であることが容易に察知される。従つて、本願寺には一家・坊主とは別の身分系列が存在すると言つことができよう。後述のように下間家はこの身分序列の中心を為す存在である。

ところでここまで検討してくれば、この身分系列が中世顕密諸寺院の寺務・寺官組織^④に比すべきものである」ともまた自明であろう。この点について本考察では、次のような見とおしをたてている。

大坂時代の本願寺は、勅願寺の任を得（5.2.22）——以下文中の「」内の数字表記はすべて『天文日記^⑤』の記載年（元号は天文）月日である——さらに証如が極官權僧正に勅任され（181.30）、ひいては顯如のとき門跡へと進んだように、いわば中世的権門寺院化を見せる。組織面では、一寺を聖俗両面に及んで統括する影堂留守職を頂点として顕密寺社を模倣する階層的構造がかたちづくられた。すなわち所務の面では、留守職に俗事をつかさどる別当＝寺

務職としての属性をも持たせ、その下には本願寺譜代の家臣（司）である下間家を核として三綱・殿原・中居・綱所といった所務諸職を設け、さらにその下には下部・小雜司・中間・小者などを抱えていた（5.9.8/5.12.27）。これは顯密寺院のいわゆる寺務・寺官に比して考え得る。そしてこの様にみれば、専ら宗教的営為を担う一家や坊主は、いわゆる寺僧と位置づけ得る。但し、本願寺においては寺務・寺官・寺僧という呼称は通用しなかつた。そこで本稿ではあくまでも類比のための用語として括弧つきの本願寺「寺僧」「寺務」「寺官」を指定してみたい。

従来一家については、血縁・同族原理に宗教的權威が重なつた集団である点に特質を見いだす森岡清美氏の研究^⑦が、また今言うところの「寺官」の中心たる下間家については、これを本願寺家の下人・被官・内衆といった多面的な性格を併せ持つた存在とする金龍静氏の研究^⑧がある。本稿ではこれらのいわば社会学的觀点からの定義に学びつつも、本願寺をまず一個の寺院と見なす立場から、諸組織の寺院史的位置づけや中世身分制度一般との関係について迫つてみたい。

二 中世寺院社会の身分秩序

当然の事ながら、中世顯密寺院の構成員はその身分をいくつかの要素によつてしるしづけられていた。僧位・僧官は勿論、富田正弘氏^⑨が東寺の例に基づいて明らかにしたように、仮名^⑩呼び名もその一要素である。以下これらを本願寺の身分階梯分析の手段として利用する前提として、一般的の制度的概略を検証しておきたい。

まず鎌倉時代末期の僧侶の身分階梯一般を端的に示す史料として、周知の『弘安礼節』がある。その「僧中札」は、僧官僧位を公家の官職位階に比して次のように示している。^⑪

1 僧正

|| 参議

2 法印・法務・僧都

|| 四位殿上人

3 法眼・律師

|| 同五位

4 凡僧

|| 同六位

5 三綱・八幡社官・法橋上人位 || 地下四位諸大夫

|| 同五位諸大夫

6 凡僧

|| 五位下北面

7 威儀師

|| 同六位

8 徒儀師

ここで4と6のふたつの凡僧身分は何を意味するのか。富田氏によると、東寺において、僧綱の官（僧正・僧都・律師）に昇進する寺僧層と三綱止まりの寺官層——学侶クラスと行人クラスと言い替えてよい——とはその出自から異なつており、共に法師位（凡僧）から出発するものの、将来の昇進は初めから決定づけられていたという。

とすればこのふたつの凡僧身分は、前者が将来僧綱に就く資格を持つた寺僧層の凡僧であり、後者は三綱止まりの寺官層と見ることができよう。また富田氏は寺僧は公家の堂上身分に寺官は地下身分に比定できると言ふが、「弘安礼節」はこの点も端的に示していると言えよう。そして、この様な符合からして、寺僧・寺官を峻別する東寺の基本的な組織形態は、顯密寺院全般にあてはまるものとみてよさそうである。寺僧は貴種層の出身で、僧綱の官に任じられる資格を持ち、仏事に関わる。寺官は司・侍身分の出身で、三綱を最上の官とし、基本的には世俗的な所務に専従したのである。

ところで中世後期においては、三綱以下諸寺院の寺官であるにすぎないにもかかわらず、僧綱の位階（法印・法眼・法橋）を名乗るものがあらわれる。はじめは法橋止まりであるが、後には法眼・法印にも昇進するようになる。とすればいま述べた寺僧・寺官の身分差別も消え去るかの如くであるが、実際は必ずしもそうではない。例えば天文年間に室町幕府内談衆をつとめた大館尚氏が著した故実書『大館記』^⑫に所引の「僧中与俗官相当事」には次のように記されている。

一大僧正 準大納言 僧正 準中納言 権僧正 準參議

一 法印 法務 僧都 準四位殿上人

一 法眼 律師 準五位殿上人

房官

一 法印 法眼 法橋 皆准地下四位諸大夫

一 凡僧 上座寺主都維那 皆准五位諸大夫

侍法師

一 法眼 法橋 準五位下北面

一 凡僧 準六位下北面

寺官層である房官・侍法師は、僧綱の位階に叙せられても実質的にはあくまでも地下身分と考えられていたのである。このことは、彼らが僧位には叙せられても決して僧官には任じられることがない「散位」の僧綱であることと相互に関連すると考えられる。

なお、厳密には国家機構より付与される官職位階（僧官僧位）が身分それ自体でないことあらためていうまでもない。我が國の場合、身分とは、出自を根拠として——即ち父系親族・血縁関係を機軸として——天皇・非人に階層分けされ閉鎖された、差異そのものにはかならない。官職官位体系は、元来律令制下の能力主義的な官僚機構にすぎないが、しかしその機構自体出自による階層構造に根ざしているが故に、右の身分体系の一部上層に副次的に付随する身分指標（差異表象の記号）としての属性を持たざるをえないものである。本稿において官位秩序を身分関係と読み替えるのは、この意味においてあることを断わっておきたい。

つぎに仮名＝呼び名であるが、いま言う呼び名とは、特に律令の官職名をもつてする通称をさす。この官職名は親族関係——猶子・猶父や鳥帽子子・鳥帽子親など擬制的関係を含めて——の上で授与され世襲されるものである。したがつて直接には律令政治機構とは関係はなく、また現実の職掌を表現しているわけでもない。しかし、たとえば青山幹哉氏^⑯によると、鎌倉幕府の構成員が名乗る官職は、社会的な「身分秩序階層を表示する標識の役割」を果していった。呼び名は官職官位と異なつて私的な性格のものであるが、やはり社会的には認されたルールのもとで付与されるのであり、社会的な身分指標としての機能を帯びているのである。富田氏はこの面でも、東寺寺僧・寺官の区別を示す指標としての原則があつたことを明らかにしている。極めて大まかに言えば、寺僧層は大納言を最高位とする中央官庁の官職名を、寺官層は国名——国庁の據・目と考えられる——を用いることが多かつた。

以下、この様な身分秩序の諸指標を利用しつつ、本願寺の組織・身分構造を読み解いてみたい。扱う時代は永祿二年（一五五九）の顯如門跡昇進以前、特に『天文日記』が存する一六世紀前半期を中心とする。

三 「寺僧」について

本願寺の宗教的當為に直接関与するのは、留守職を含めて本願寺家すなわち日野宗光に発する「大谷一流」^⑯を出自とする僧リ一家、それと一般の坊主である。後述の理由から本節では坊主はしばらく措き、留守職・一家についてのべる。

△留守職▽ 影堂留守職は本願寺一山の聖俗両面を統括する存在である。後述のように世俗的な權限は留守職の兼帶する別當職に發すると思われるので、聖性すなわち「寺僧」の最高位としての側面は留守職に求めるべきかと考える。官位は本願寺における極官法印權大僧都を得る。証如は勅官を得てゐるがそれ以前には本寺青蓮院から与えられるものであつたかと思われる。^⑰ 留守職に就くためには、公卿クラス公家の猶子となることが必要条件であつた模様（『日野一流系図』）で、従つて呼び名も大納言・中納言をなのる（表1—*の項参照）。

『弘安礼節』等を基準にした公家の官位秩序との相互關係では、權大僧都は四位殿上人相当の僧都より一等上位であり、公卿相当ということになる。^⑯

△一家▽ 本願寺では留守職の親族を一門一家と呼ぶ。ここではこれを一家と総称する。一家は必ずしも本願寺に常駐するわけではなく、むしろ地方に自らの住寺を持つことが多い。しかしその宗教活動は本寺本願寺においても行われ、各寺への配属も留守職の權限で決定された模様である。その意味で本願寺住僧としての性格をも担つてゐる。

『日野一流系図』の「大谷一流」にみえる僧——他宗寺院に入ったものは別として——の僧位・僧官及び呼び名を抽出したのが表1である（ただし常楽台系ほかの傍系は含めていない）。これによれば一家の上層は、僧綱に叙任せ

られ僧位のみではなく僧官を得る。僧位は法橋・法眼を経ず一挙に法印に叙せられる。他方、傍流の者であつても決して三綱等の所務に関与することはない。呼び名の面では、大納言以下公卿相当を含む中央官庁の上級官職（長官・次官）を称するのが通例である。これらを授与する主体は、僧位・僧官については本寺たる青蓮院門跡を想定することができ、呼び名については親ないし猶父と考えられる。^⑫

公家の官位秩序との相互関係では、堂上四・五位に相当する。

なお、さきの森岡氏の定義によれば、一家は、留守職の親族というよりは「本願寺に系譜的に連なる諸寺院乃至寺院集団」であつて、血縁と宗教的権威の提携という画期的な特質をもつものである。が、ここで注目したいのはこのような特質よりも、本願寺においても寺僧の資格は出自を貴種に持つことであつたという事実である——一般の坊主はそうではないが、これについては後述する——。寺院の宗教的営為を貴種によって担うのが、身分制度に規定された中世寺院制度の基幹的特質であつたとすれば、本願寺の留守職・一家も一度はこの流れの上に立つて評価される必要があろう。

四 「寺務」「寺官」について

以下「寺務」「寺官」諸職についてのべるが、その中心たる三綱・殿原・堂衆の身分指標を瞥見しうる様に作成したのが表2である。これは、三綱・殿原層の中心を為す下間家の内、親鸞に仕えたという宗重以下、玄英よりかぞえて二代後までに限り、『下間系図』より摘要を拾つたものである。

△別当▽ 留守職覚如は、その跡職の処分をめぐる置文（『本願寺文書』）のなかで、留守職とはすなわち「別当職・

寺務職」であると記していた。無論この様に記すに当たつては、東寺一長者が兼務する東寺寺務（＝僧綱別當）の外、顯密諸寺の所務を統括する別當＝寺務をにらんでいたことはうたがいない。少なくとも覺如の意識の上では、大谷一流の筆頭者は留守職として影堂における勤行・給仕をおこなうだけではなく、一山の政治的・経済的管理者であるとの意識があつたものと思われる。寺務・別當という呼称は本願寺譲り状に見るところ第六世巧如のところまで用いられ、第八世蓮如に至つて留守職という職名に統一された様であるが、覚如以後の留守職の実質的性格は「寺務」「別當」と呼ぶ事でより的確に把握しうるものであろう。留守職と別當職を聖・俗の関係において考へることには批判もあるかと思うが、仮説としてそのようにかんがえてみたい。⁽¹⁹⁾「別當」は、「寺官」諸層にたいする主人としての権能を持つと同時に、本願寺寺内町にたいしては世俗領主としての権能を發揮し得た。

△殿原△ 「寺官」の最上層を構成する。次項の三綱も広義には殿原層に含まれる〈11.③.11/22.9.4〉。金龍氏⁽²⁰⁾が指摘する様に、青侍のうち律令官職になぞらえた呼び名——受領・官途名と称す〈22.11.29〉——を授けられたものが殿原と考えられる〈20.3.4/20.3.10/22.11.29〉⁽²¹⁾。一般に青侍とは、貴人近侍の六位侍品をえす。青色の袍を身につけたことから「うづ」呼ばれたというが、本願寺のそれも同様であつた〈22.9.4〉。また折々鳥帽子の着用を命じられてゐるから〈9.1.23〉、俗軀の侍品で、六位地下相当の身分を与えられていたと思われる。これに対して殿原になるにさきだつて落髪した者があり〈23.7.18〉、検討の余地はあるものの、殿原は法軀であつたかと想像される。また殿原は、留守職以下への供奉や使者などの職務を担つており、中居・綱所とならぶ本願寺所務の一機関であるが、これに対しても青侍には明確な職務がない。一般に青侍は私人の性格を持つとされるが、本願寺の場合にも同様であつたかと思われる。

殿原の身分指標としては受領・官途名があり、「丹後」を筆頭とする国名・国庁官職名及び中央官庁官職名を名乗るが、国庁の場合には長官・次官を含む四等官、中央官庁の場合には四等官のうち下級二官（判官・主典）を名乗る（京職次官は例外^⑯）。当然大納言・中納言を名乗ることは有り得ない。この官途・受領名は『天文日記』の上では一貫して留守職が授けているが、史料の性格上それが原則であつたかどうかはわからない。またこのクラスでは三綱を除いて僧位・僧官を持たない。位階相当では、三綱が地下四位に准じ、青侍が地下六位に准ずるとすれば、おのずと殿原は地下五位程度であることが考えられよう。

殿原・青侍となる家としては、下間家のほか七里・円山・寺内・八尾〈10.9.16〉平井・川那部・八木・松井家〈22.11.29〉等があつた。

△三綱』 『天文日記』に見るところ、留守職奏者・奉行の筆頭者は留守職より「上座」「都維那」に任じられてゐる〈10.8.9/22.12.17〉。また『下間系図』によれば、下間家嫡流には「寺主」となつたものがある（表2—2・9）。即ち、中世本願寺には紛れもない三綱制度が存在したのである。このほか三綱職に就いた形跡はないが、青蓮院より法眼・法橋の位に叙せられたものがある〈9.2.6〉。彼らも一般殿原の上にたつ存在であり、広義には三綱層と言つべきであろう。彼らは寺官層であるから当然散位で、僧綱の官には就かない。^⑰

呼び名の面では、「丹後」のほか「上野」「左衛門大夫」等が三綱層の名跡となつていて、位階は地下四位相当^⑲と考えられる。

殿原となる諸家のうちでも下間家のみが三綱の資格を有した。

△堂衆▽ 御堂衆とも称される。そのあり方については『天文日記』からは明らかにならないので、当時の本願寺に

おける故実家である実悟の著述をもとに述べておく。

それによると、堂衆は古くは六人あつて六人供僧と称し、淨行で、「不斷經論聖教にたづさはり、法文邪正の沙汰」に専心したという。^② 山科本願寺時代の堂衆メンバーとしては、慶聞坊竜玄・法敬坊順誓・勝尊（水谷淨願寺か）・祐信（山科西宗寺か）・端坊・淨頓といった名前が見える。^③ この内法敬坊や西宗寺・淨願寺は、のち大坂においては一般の坊主役である御堂番衆（三十日番衆）に加わっており、竜玄は蓮如の門弟金森道西の甥と伝える（『金森日記抜』）。これよりすれば、堂衆は一般門弟＝「寺僧」より選任され、勤行・教学に深く関与した如くであり、事実このイメージは近世期以降のそれと重なるのだが、しかしその初期の存在形態はこれとは相当異なっていたのではないかと考える。実悟の記述あるいは『空善記』によれば慶聞坊や法敬坊はもとは堂衆ではなかつた。これに対して蓮如時代以前に堂衆であつたことを辿りうるのは、一般門弟ではなく、下間慶乗（表2-18）・助縁（表2-18）また鎌取役——鎌取は堂衆に准ずる職といわれる^④——となつた下間景英（表2-17）らである。顯密寺院の夏衆や堂衆・堂預が、寺官層より淨行の者を選んでこれに充てた事を考慮すれば、本願寺においても堂衆は本来、下間家など「寺官」上層（殿原層）によつて担われたとみてよいのではなかろうか。とすればその本来の職掌も、勤行・教学ではなく、堂内陣における給仕や供花などの雑役奉仕にあつたのではなかろうか。事実、実悟は、堂衆が勤行の内容に深く関わるようになつたのは実如の頃である事を示唆する記述を残している。^⑤ これは、一般門弟が堂衆となつたことと相互に関連するところの組織・教学の変遷の一断面とみることが出来よう。

ほか、顯如の門跡昇進にあたつては一家衆顕誓が鎌取に就く（『今古独語』）など、この時期堂衆の実質的性格には大きな変動があるが、いまだ天文期には「とおり」の次第に本来の身分階梯が明確に刻まれているといえよう。

△中居衆・綱所衆△ 中居は斎・非時以下の食事を調進するなど、本願寺の台所に相当する機関である。中居衆はこれに携わると同時に、殿原に従つて一家らの供奉にもあたつた。一方、綱所の役割は明瞭でないが、一種の接待所——「亭」を厚礼の場とすれば比較的薄礼の——の機能を果している。⁽⁵⁾ に詰めるのが綱所衆と考えられるが、彼らも中居衆同様に供奉にもあたつた。中居衆の家系には西川〈21.10.12〉、綱所衆には冷水・大貫・芝田〈10.9.16〉の姓が見える。彼らも常々鳥帽子の着用を命じられているから俗軀と考えられ、むろん僧位もない。呼び名の面では国名を名乗るものはおらず、また中央官庁の四等官に相当する官職を名乗るものも見あたらない。ただ中居衆西川一郎九郎にたいして証如が、十郎兵衛という呼び名を与えた例が見える。「兵衛」とは、令制上兵衛府四等官の下におかれる舎人層^{II}兵衛に比すべき官途と考えられる。従つて、殿原層が地下有位官人に准ずるとすれば、中居・綱所衆は無位官人に准ずるものと見做すことができる。

尚、三綱層・殿原層の家系が固定しているのと同様に、中居・綱所の家柄も固定的で、彼らが官途成りしても殿原になることはありえず、またこれよりほかの家柄の者が中居・綱所衆になることもなかつた。ここでも中世の強固な家格主義が生きているのである。

△その他△ 大坂本願寺には、亭衆・添番衆などといった所務・組織も見えるが、いずれも実態は殆ど不明なので今は省略する。また中居・綱所の下に下部・小雜司・中間・小者があつたことはすでに述べたが、彼らの場合には姓を持つものを見いだせないのがひとつ特徴といえよう。ただ彼らも官途は得る。中間小五郎は証如より五郎左衛門といふ呼び名を与えられている〈20.3.4〉。この「衛門」も兵衛と同様に令制上の舎人層^{II}門部（衛門府所属）に比すべき官途である。『天文日記』の記述によると、本願寺では中間が官途成りする場合は必ず衛門を名乗る先例があつ

たといふ（20.3.4/20.3.10）。この事実から、改めて呼び名の持つ身分表示の記号としての意味に注意を喚起しておきたい。

四 坊主の位置

坊主も一家と同様、一部を除いて本願寺住層ではない。⁽¹⁵⁾しかし彼らは、本願寺留守職の名に於て法名を授けられ、寺号を許され、その住持職に任じられる、というように本願寺を頂点とする宗門機構の公的構成員である。また本願寺内の宗教的勤仕——御堂の「番」役や齋の「頭」役——をおこなう点では、一般寺院の住僧に近い性格をも持つてゐるのである。そしてしばしば坊主分⁽¹⁶⁾と称されるように、一つの身分と考えられる。仮説ではこれを「寺僧」の一端に位置づけておいたが、その謂を改めて述べると、坊主は留守職・一家と共に「齋」等の宗教儀式に列座する資格を有するが一方僧位僧官は帶さない、という指標よりみて一般顯密寺院でいえば『弘安礼節』に堂上六位相当と規定されるところの寺僧クラスの凡僧にあたると考えるものである。ところが彼らは無位無官かつ呼び名を持たない——寺号・坊号を呼び名とする——ため、本稿の一連の考証方法の枠では十分な仮説の裏付けを取ることができない。そこで本節では、『弘安礼節』のいま一つの重要な官位身分秩序の指標である書札礼の分析を以て、坊主の身分を検証しておきたい。尚、分析の素材としては、伝存点数や真偽の明瞭さから、留守職の発した書状及び「寺官」上層とくに三綱層の発した奉書・書状が中心となるが、前者の場合には書札礼を原理とする書き分けを認めえないので、後者に限つて考察を進める。

さて、本願寺三綱層が宗内充に発した書状・奉書には、名充人と書止文言の関係に於て、若干の例外もあるが概ね

次のような類型が見いだせる（但し印判奉書は除く）。

- 1 俗軀の門徒に対し（「門徒惣中」を充所とする場合）は「謹言」を用いる。
- 2 僧侶（寺院）に対しては概ね「恐々謹言」を用いる。
- 3 一部の僧侶充に「恐惶謹言」を用いることがある。

この書きわけの基準は、まず1の場合、俗軀門徒の社会的身分が地侍・名主百姓層あるいはこれと同程度の商工業者層であることに存すると考えられる。三綱層は宗外の名主百姓充に「謹言」或は「如件」を、郡や組といった侍の組織には「恐々」或は「執達如件」を用いているから、1もこれに準じた書札礼法と思われるのである。『弘安礼節』に照らしても、諸寺三綱⁽¹⁾が五・六位以下の侍に充てる書札礼として妥当なものである。

2の場合、名充人は一般の坊主分であり、管見のかぎり一家充の例は見えない。坊主は身分面でも俗軀門徒の上位におかれているのである。

3の場合、この事例としてあげられるのは善徳寺充蓮応（下間頼玄）書状⁽²⁾および諸江充心勝（下間光頼）書状⁽³⁾である。まず前者の名充人善徳寺の開基は蓮如であり、第二世を蓮如の祖父巧如の弟玄真の孫蓮真が継ぎ、以来世襲されている。つまり血縁は遠いものの、歴とした大谷一流にはかならない。『善徳寺系譜』によれば、第三世実円以下五世祐勝までが呼び名を「二位」と称しており、この点よりも善徳寺歴代が「寺僧」クラスの身分であることはうたがいない。対信長戦争時に活躍した六世空勝は、伝承では空勝僧都と通称されているが、僧綱の官を帶したこともあるがち疑うべきではない。つぎに諸江というのは加賀国石川郡諸江村にあつた諸江坊をさしている。この諸江坊については血縁上の位置は明確でないものの、蓮如の妹で西光寺永存に嫁した柄川尼公あるいは超勝寺にてた如慶の系

譜を引くと思われ、やはり大谷一流である可能性が高い。下間光頼が奉行の職にあつたのは天文一〇〇一八年であるが、当時の諸江坊住持は本願寺において諸江卿と呼ばれている（126.11/23.1.6）。これも呼び名と考えられ、この時期に「卿」を名乗るのはやはり一家クラスの「寺僧」ということになる。したがつて、3は一家クラスに充てる場合と考えられる。

さらに本願寺三綱層が同じく三綱・殿原層に充てた書状に目を向けると、書止は「恐々謹言^④」ないし「恐々^⑤」となつており、坊主分と同等またはそれ以下に扱つている。

このように、書札礼よりみても坊主は一家の下、三綱の上に置かれており、一家—坊主—三綱—門徒という序列が確認できる。より本質的には、この序列に官位を対応させて理解すべきであろう。すなわち、一家＝有官の殿上人、坊主＝無官の殿上人、三綱＝地下人となる。なお『弘安礼節』では、三綱が「恐々謹言」を用いる相手は僧都（四位殿上人相当）、「恐々謹言」は律師（五位殿上人相当）以下三綱（地下四位相当）・凡僧（地下五位相当）と定めており、律師と三綱の間に位置する寺僧クラスの凡僧に対しても無論「恐々謹言」が用いられる。この基準に照らしても上述の仮説は矛盾しないのである。

考察の結果、本願寺の組織・身分をまとめるとほぼ次のように図示できる。

| | | | |
|----------|-----|------|--|
| | | 殿上人 | |
| 「寺僧」 | 公卿 | 四・五位 | |
| 別当（寺務） | 留守職 | 一家 | |
| | | 六位 | |
| | | 坊主 | |
| 三綱 | 四位 | 地下 | |
| 殿原 | 五位 | | |
| 青侍 | 六位 | | |
| 中居・綱所衆以下 | 無位 | | |

五 本願寺組織の特質——結びにかえて——

本考察では、本願寺と一般寺院社会との類似性を強調するかたちで論を進めてきた。本願寺・一向一揆論はその特質の問題として説かれる場合が多いが、その実、一般の寺院・一揆と比較して何が同じなのかという出発点さえ必ずしも十分に検討されてはいないという素朴な問題意識を持つからである。例えばさきにふれた金龍氏の所説では、下間氏は社会的・歴史的に特殊な存在であり一般化しては理解できない存在だという。しかし、それは中世寺院の寺官ないし司・侍身分との類比を以て考察し得るものであり、この様な手続きを踏まずに特殊性を強調するのは、普遍的性格を見失うばかりか、眞の特質をも隠すことになる恐れがあると思われたのである。氏が明らかにした、軍事に直接関与するなど多面的な下間氏の役割も、このうえで初めて正確な意味づけが可能になると考へる。

とはいへ戦国期の本願寺周辺に惹起した顕著な歴史事象を理解するためには、特質面に目を向ける必要があることはいうまでもない。本節では本稿の結論に沿つて若干の私見を述べておきたい。ここでは問題を二点に限つて述べる。ひとつは中世寺院組織の一般的な存在形態との差異について、いまひとつは中世社会全般の身分差別構造との差異についてである。

まず第一点。本願寺は形式的にみて別当・三綱を軸とする古代以来の寺院政所と極めて似通つた組織・身分体系をとり、これに倣つたものであることはほぼ疑いのないところである。ところが近年の中世寺院史研究の成果によれば、このような「政所系列」の所務組織とは別に、これと対抗しながら形成されてきた惣寺集会・年預・公人等によって構成される「惣寺系列」の所務組織こそが、優れて中世的な特質を孕んだ存在であるという。「惣寺」は「政所」にとつ

てかわり顕密寺院の寺務の中核を掌握するが、ただ全面的にこれを否定するわけではなく、これによつて自らを補完し、また権力の正当性をこれより引き継ぐことで、両者は近世に至るまで並存したのである。これに対して中世本願寺にあつては、「寺僧」^②坊主を核とする衆会組織は発達せず、政治的・経済的運営の権限を留守職に集中させ、実務機関を三綱以下の伝統的な「政所系」所務組織に委ねていたのである。十六世紀には堂衆職が一般坊主に分掌され、また対織田信長戦争のさなかには一家（院家）による所務文書（奉書）の発給もおこなわれたが、それも決して恒常化することはなかつた。この様な集権的権力体系は、明らかに歴代留守職・一家が政策的意図を持つて維持し続けた制度と考えられよう。

第二点。黒田俊雄氏^③によると、中世国家を構成する諸身分は、

- 1 「貴種」身分（権門として政治権力を掌握）
- 2 「司・侍」身分（1に服従・奉仕しつつ支配階級を構成）
- 3 「百姓」身分（独立の人格であり、被支配身分の圧倒的多数）
- 4 「下人」身分（経済的・階級的には農奴または奴隸、人格的隸属に身分の本質的特徴がある）
- 5 「非人」身分（身分外身分）

の五系列に分けすることが出来る。定義の面には異論もあるが、区分の基本線はひろく認められるものであろう。^{補注}この点では、本考査は1と2に関する制度的な現象面のわずかな事例を提示したものに過ぎず、課題としてのこしたもののが余りに多いことを自ら確認しておく必要がある。それはともかくも、本考査では本願寺坊主身分を1の末端に連なるものと位置づけた。しかしその本来の身分は、必ずしも貴種層にはつながらず、むしろ有力な百姓・商工業者と

見るのが妥当な線であろう。にもかかわらず、これを承知しながら右のように位置づけたのは、多分に問題提起の意味をこめたものである。すなわち、当該期寺院の——少なくとも本願寺の——社会的な機能のひとつとして、百姓身分を寺院の構成員としてすることで、その身分的上昇を実現するという面があつたのではないか。この様な観点から、朝尾直弘・藤木久志氏^⑤らの提起によつて注目を集めた『本福寺跡書』^⑥の著名な一文「諸国ノ百姓ミナ主ヲ持タジトスルモノ多アリ、：（中略）：主ノナキ百姓マチ太郎ハ貴人ノ御末座ヘ参ル、百姓ハ王孫ノ故ナレバ也、公家・公卿ハ百姓ヲバ御相伴ヲサセラル、、侍モノ、フハ百姓ヲバサゲシムルゾ」は改めて注意を引く。ここにみえるいわゆる「百姓王孫」觀^⑦は、観念的レベルの問題としてのみ述べられているのではない。百姓が堂上にあがり貴人と同座し、相伴をするという社会的な実現形態として描かれているのである。さらに、『本福寺跡書』の著者は、公家・公卿を引合いで出しているものの、その本意は前段との関わりからみて、自らが主を持たずいち早く本願寺の直参門弟となつたことを誇つてゐるにほかならない。本願寺こそはまさに留守職・一家の末座に百姓を同座せしめ、宗教儀礼としての斎・非時に相伴することを許したのではなかつたか。それは本来堂上相当の身分ではない百姓を儀礼——書札礼等も含めた礼秩序全般——の面で堂上身分相當に扱うという、ある種擬制的なシステムではあるが、とはいへ官職・官位を尊ぶ当時の社会において強靭な求心力となつて働いたことを想起せしめよう。

ところで、右の第二点が認められるならば、先に述べた衆会の不在という問題も、たんに一部上層の政策としてのみ見るのではなく、「寺僧」組織を構成する坊主分の身分的特異性を踏まえる必要があるということになろう。本願寺組織の特質は、蓮如の布教理念を含めたこの問題をひとつの鍵として考えていく必要があると考える。

右の様な興味からも、禅律や鎌倉新仏教を含めた室町期の総体的な寺院組織研究の進展が待たれる。

計

草野顯之「戦国期本願寺坊主衆組織の一形態——「定衆」「常住衆」の位置——」(北西弘先生還暦記念編『中世仏教と真宗』、一九八五・一二)。

早島有毅「戦国期本願寺における頭考勤仕の性格と問題状況」(『真宗研究』二六、一九八三・一二)参照。

その意義については、室町末期の成立と言われる猿樂狂言「餅酒」等を参照（『日本古典文学大系—狂言集』上などに所収）。「餅酒」は祝言を主旨とする脇狂言のひとつで、年貢を納めるために上洛した百姓が領主より「とおり」を授かり、そのことでたさを讀えて囁くという内容をもつ。これは「とおり」が民衆にとって積極的な意義を持つ儀礼であつたことを示唆している。

詳細は桜井敏雄・松岡利郎「本願寺の亭について」(近畿大学理工学部研究報告)、一九七四年三月参考。

⑤ その研究の現状については、富田正弘「中世東寺の寺官組織について—三綱層と中綱層—」(『資料館紀要』一三、一九八五)

にまとめる。されてもいい。る。

ニテ久、は『真元』^ト科裏成、第三卷所収『天文御日記』^ト、之に。

元キスリは、真宗史料集成第三卷所收、天文御日記によつた。

森岡清美「中世末期本願寺教団における一家衆上・下『社会学評論』三・一・二、一九五一・一〇、一九五二・一」。

JOURNAL OF CLIMATE

金龍静一 戦国時代の本願寺内衆 下間氏一(名古屋大学文学部研究論集) 史学四一九七七

註
⑤ 富田論文。

卷之三

テキストは群書類從所収校訂本（卷第四七一、雑部一七）によつた。

この点、橋豊『書簡作法の研究』に載り、日本歴史学会編『既說古文書学』中廿編。こも云哉とて、『弘安七筋』

書簡作法の研究

一覽表において、凡僧を地下五位とのみ記すのは、重要な誤脱といわねばならない。

『ジーナリフ』、二重戈羽町。当該部分は同『天館』

七ノ以下に通じる翻訳
当該部分は同七ノ「大翻訳」

青山幹哉『王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序』(『年報中世史研究』一〇、一九八五・五)。

פְּנִים 192

大谷一
流」とは
日野一
流系図に日野宗光の後裔をさして日野家庶流の一
つとして記された語である。日野一
流系図

は実吾固人の編纂にかかるものであるが、その下敷として天文五年に本願寺が九条家に依頼して作成した本願寺家・大谷家(証)

莫不以爲子房之爲漢室之大功也。故其後人多有傳其業者。

この本願寺家・大谷家を当時の呼称に即して言えば、大谷流。

ということになろう。

(15) 証如は権大僧都・権僧正に朝廷より任じられており（6.1.14/18.1.30）（『本願寺文書』八）、また法眼位にも「直叙」されている。しかしこれ以前の留守職・一家が僧位・僧官の勅叙を受けたという形跡はない。むしろ、歴代留守職ほかが法印権大僧都になっているにもかかわらず『日野一流系図』が証如の任官のみを「以勅書」と特記しているのは、他が勅任・勅叙でなかつたことを示唆するものといえよう。中世の東寺は寺内諸職の補任に用いられる官牒の発給権に相当する権限を公家から委ねられていた〔富田「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」（『資料館紀要』八、一九八〇）〕。これに類する権限を山門系門跡も保持したことは、にわかに確かめ得ないが、十分に有り得る事と思われる。事実、後述の「寺官」の僧位を青蓮院が与えていたこと（9.2.6）事などからみて、本願寺の僧位・僧官は元来本寺青蓮院が掌握していたものと考えたい。

(16) 室町時代において鎌倉時代の官位制度がそのまま適用されているとは考えられない。しかし『弘安礼節』が、中世末期に至るまで絶大な影響を持つたこともまた事実である。たとえば天文年間頃の幕府内談衆である大鎧尚氏は、著書『大鎧記』（註②参照）の冒頭において、国家秩序を正当化・維持すべき故実家の立場から、当時の「礼」秩序の荒廃を嘆くと共に『弘安礼節』を機軸とした官位秩序の立て直しを主張している。この様な思想は、当時の社会的な思潮を反映していると考える。

(17) この点は『証如上人書札案』によつても確認できる。例えば権大僧都時代の証如は、中納言クラスの勧修寺（伊豊や広橋（兼秀）らに対しては「無上書、恐惶謹言」という少し目上の相手に対する書札を用い、大納言甘露寺（尹長）にはさらに厚札の「謹上、某恐惶謹言」を用いている。これは『弘安礼節』の規定と厳密には一致しないが、証如が中納言よりや下の位（散位二位三位、藏人頭クラス）にあることを示すものである。

(18) 留守職繼承者以外の一家では、留守職同様公家の猶子と成り大納言・中納言を名乗った者のものもあるが、必ずしもそれが必要ではなく、実父ないしは大谷一流の猶父のもとで太政官以外の中央官序官職名を名乗ることが多かった。この点は『日野一流系図』等によつて伺えるが、次掲『顯証寺文書』（料紙は折紙）はより直接的な史料である（この史料は早島有毅氏の御教示による）。

法名
実名
兼善

蓮淳

假名

三位

文明十一

極月卅日

兼寿（花押）

(19) 本願寺留守職・別当職の変遷過程とその意義については、藤島達朗「本願寺に於ける留守職と別当職」（『親鸞聖人論攷』四）に、覚如が本願寺の寺院化を計り留守職を別当職へと改変し、一方蓮如はこれを同朋思想に則つて留守職へと戻したという見解が示されている。

(20) 金龍「戦国期本願寺支配権の一考察」（『年報中世史研究』創刊号、一九七八）。田中清三郎「石山本願寺に於ける本願寺の領主的性格」（『社会経済史学』一〇一六）。

(21) 註(8)金龍論文。

(22) 但し『天文日記』のうえでは、早い時期には両者の混同がままみうけられる（8.3.30/9.7.17）。

(23) 鳥帽子・袍と身分制の関係については高橋昌明「中世の身分制」（『講座日本歴史』III、一九八四・一一）を参照。

(24) 註(5)富田論文。

(25) 『天文日記』では、殿原に「衛門」という官途が与えられた記述が見える（2.11.29）。この「衛門」とは衛門府舎人層たる

「門部」に相当する官途と思われ、四等官の下である。この事実は本文の論述と矛盾するが、実は『天文日記』は「衛門」と「衛門尉」のかきわけを厳密にはおこなっていない。原本写真で確認し得た一例をあげると、殿原川那部三郎右衛門尉は（5.12.25）では「衛門尉」、（6.5.11）では「衛門」と記されている。一方、殿原より下層身分の中間が官途成りするときは必ず「衛門」を名乗ると言われてくる（20.3.4/20.3.10）から、殿原の「衛門」は実は「衛門尉」と読みかえるべきではなかろうか。

(26) この様な三綱層の身分指標に就いては註(5)富田論文のほか、稻葉伸道「中世東大寺寺院構造研究序説」（『年報中世史研究』創刊号、一九七八）に示された東大寺執行の例などを参照。

稻葉昌丸編『蓮如上人行実』五九〇条。

『天文日記』に淨願寺勝尊とみえる〈6.1.28.6.8.5〉。

同右に西宗寺祐信の七回忌の事が見える〈10.11.8〉。

『蓮如上人行実』五七〇・六四八条。

同右五〇五・五八三条。

同右一四六条。

同右五九一条。

同右五〇五・五〇六条。

同右五九一条。

「亭」の機能については註④桜井・松岡論文参照。

③ 綱所の本来の意味が律令国家機構の一端としての僧綱所を指すことはいうまでもない。中世における僧綱所の機構の変遷を追求した牛山佳幸「僧綱所の変質と惣在序・公文制の成立」(『史学雑誌』九一・一、一九八二・二)は、「綱所」が「威儀師・從儀師ないしは惣在序・公文を指称する語に転化」した事情を明らかにしているが、これは諸寺院に設けられる「綱所」の意義を理解する上で極めて示唆的である。

また、岡田保良・浜先一志「山科寺内町の遺跡調査とその復原」(『国立歴史民俗博物館研究報告』八、一九八五・一一)は、生活雑器が出土する山科本願寺御堂南方の遺構を「奥向き」施設に伴うもので「向所」ではなかつたかとしている。

一部寺内住僧があることは、註①草野論文参照。
留守職署判の法名書出が諸末寺に数多く伝来する。

次掲『願慶寺文書』によれば、寺号は留守職より許されて初めて名乗りうるものであつた。未公刊史料なので全文掲げておく。

就寺号之儀度々預催促候、雖然御取乱之時分候間、何様朝に可申入候、聊非如在候、此方別紙無御座候間、可被心安候、尚様躰者周光可被申候、恐々謹言

二月十三日 蓮応 (花押)

海津

「蓮如書状」（『福田寺文書』）。

『御文』『天文日記』等。

(42) 宗外に充てた留守職書状（『証如上人書礼案』）では官職位階に沿った書札礼を使い分けていることが確認できる（註⑯参照）が、宗内充の場合にはこれを見いだせない。この意味については改めて考察したい。泊清尚「本願寺懇志請取状の成立と展開—金品請取文言を持つ蓮如・実如書状の分析—」（前掲『中世仏教と真宗』）参照。

(43) 以下事例の詳細については註⑮金龍論文の別表一三を参照されたい。

(44) 当然ながら書札礼は書止文言によってのみ決定されるものではない。『弘安礼節』によれば書札礼は上所・書止・署判及び披露状の場合は披露文言・充所を書き分けることで表現されるものであった。このほか書札礼は料紙の形態や封式・書体等にまで反映されたというが、基本的には右の『弘安礼節』の諸要素が重要なものといえよう。一方室町・戦国期になると「多不書上所之類」（『大鎧記』）等といわれるよう、上所を書かないわゆる打付書が増えることは、遺例より見ても明らかである。本願寺三綱の書状・奉書に限っていえば、多くは上所を用いず、また署判の厳密な書きわけも行っていない。

(45) 神田千里「長享二年の加賀一揆について」（北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』、一九八五・一二）。

(46) 『北野社家引付』『曼殊院文書』『蜷川家文書』『鹿王院文書』『賀茂別雷神社文書』等。

(47) 『弘安礼節』等の礼法や故実書を古文書などの分析に利用するに当たっては、それを事実に於て検証することの必要が説かれながら、実際にはながら研究が進まなかつたというのが現実であろう。最近、上島有「草名と自署・花押—書札礼と書名に関する一考察—」（『古文書研究』二四、一九八五・九）が発表され、ようやく本格的な研究の端緒についたといえる。この意味では本稿における『弘安礼節』の利用方法もきわめて恣意的で不確実なものであることを免れない。即ち当時の社会全般に於て『弘安礼節』が具体的に如何に生きていたかがまず問題とされるべきであるが、無論それは筆者にとって一朝一夕の課題ではなく、今は本稿のごとき試みが逆に書札礼研究にとって何等かの意味を持ちうることを祈るはかない。

『善徳寺文書』。

『勝授寺文書』。

(48) (49)

『真宗大系』所収『大谷一流諸家系図』のうち。『富山県史』2七五七頁参照。

〔日本思想大系—蓮如・一向一揆〕『賢会書状』解題、『福井県史』資料編4『勝授寺文書』解題等参照。

〔右衛門尉（下間幸頼）充証念（下間頼総）奉書〕（『勝興寺文書』）。

〔下間法橋（頼慶）充下間頼盛書状〕（『北野社家引付』）。

右事例とはほぼ同時期、同一人が坊主分照蓮寺に充てた書状（『勝鬱寺藏旧高山照蓮寺文書』）では、「恐々謹言」と書き止める。

註②稻葉論文ほか。研究史については註⑤富田論文参照。

〔善照寺文書〕『鷺森別院文書』『善能寺文書』『蓮乘寺文書』。

〔黒田俊雄「中世の身分制と卑賤観念」（『日本中世の国家と宗教』三六〇頁、初出は『部落問題研究』一九七一・五）。論点の整理は大山喬平「中世の身分制と国家」（『岩波講座日本歴史』八）に学んだ。

〔朝尾直弘「日本史の発見」（『日本の歴史』別巻）。

〔藤木久志「百姓」の法的地位と「御百姓」意識〕（『戦国社会論』一〇七頁、一九七四・一〇）。

〔日本思想大系—蓮如・一向一揆〕所収。

これに対しても金龍氏が註②論文で批判を加えている。氏は、『本福寺跡書』は本願寺一家による本福寺の圧迫という歴史状況のうえで理解されるべきで、藤木氏がこの一文から「百姓王孫」觀を普遍的な思潮として理解するのは史料の拡大解釈とする。しかしながら藤木氏の論は、より広汎な「御百姓」意識を前提に「跡書」を解釈するものであって、この批判は全面的には当らないと思われる。

〔その意義については註②早島論文参照。〕

補註

脱稿後、黒田日出男氏の著書『境界の中世・象徴の中世』（一九八六・九）が刊行された。氏はここで黒田俊雄氏の身分区分論を発展させ、僧侶社会をも含め、中世社会全般にわたる聖俗・淨穢を二元的な機軸とした身分構造論を提示している。（IX—三・四）。また氏は、諸稿において絵画史料を中心に据えて可視的な身分指標の重要性について提言する。その理論は、身分制の一般方法論として敷衍しうるものであり、本稿で扱った呼称と身分の関係の問題にとつても示唆深いものである。

△付記▽

本稿は一九七九・八〇年度一般研究「真宗寺院史料の研究」の成果の一部である。また本稿作成にさきだつて、一九八一年度の「天文日記」を読む会サマーセミナーにおいて同主旨の口頭発表を行つたが、その際出席者の方々より御教示・御助言をいただき学んだ所も多い。この場をかりてお礼申し上げたい。

表1 **は留守職継承者、*は継承予定者（嫡子・譲り状を得た者など）を示す。

| | 実名（法名） | 呼び名 | 僧位・僧官 |
|----|------------|-----------|------------|
| 1 | * * 宗昭（覚如） | 中納言 | 法印権大僧都 権律師 |
| 2 | * 光玄（存覚） | 大納言 | 法印権大僧都 |
| 3 | 光助（巧覚） | 中納言 | 法印権大僧都 |
| 4 | (綱厳) | 右衛門督 | 権大僧都 |
| 5 | * 慈俊（従覚） | 大納言 右衛門督 | 法印権大僧都 |
| 6 | * * 俊玄（善如） | 大納言 | 法印権大僧都 |
| 7 | * * 時芸（綽如） | 中納言 | 法印権大僧都 |
| 8 | * * 玄康（巧如） | 大納言 | 法印権大僧都 |
| 9 | 鸞芸（頬円） | | 法印権大僧都 |
| 10 | 玄真（周覚） | | 法印権少僧都 |
| 11 | * * 円兼（存如） | 中納言 | 法印権大僧都 |
| 12 | 光宗（空覚） | | 法印権少僧都 |
| 13 | 宣祐（如乗） | 左衛門督 | 法印権少僧都 |
| 14 | 兼珍（蓮乗） | 左衛門督 | 権少僧都 権律師 |
| 15 | 兼縁（蓮悟） | 右兵衛督 左衛門督 | 法印権大僧都 |
| 16 | 兼興（実教） | 右兵衛督 | 権律師 |
| 17 | * * 兼寿（蓮如） | 中納言 右衛門督 | 法印権大僧都 |
| 18 | 応玄（蓮照） | 中納言 | 法印権大僧都 |
| 19 | (蓮康) | 大式 | |
| 20 | * 光助（順如） | 中納言 | 法印権大僧都 |
| 21 | 光淳 | 大藏卿 | |
| 22 | 兼珍（実順） | 大藏卿 | 権律師 |
| 23 | 珍玄（実玄） | 大藏卿 | 権律師 |
| 24 | (順玄) | 兵部卿 | |
| 25 | 兼祐（蓮綱） | | 法印権大僧都 |
| 26 | 兼玄（蓮慶） | 宰相 侍従 | 権律師 |
| 27 | 兼相（実慶） | 宰相 少将 | |
| 28 | 兼堯（教宗） | 少将 | |
| 29 | 玄政（祐宗） | 大式 | |
| 30 | (慶助) | 刑部卿 | |
| 31 | 康兼（蓮誓） | 三位 | 法印権大僧都 |
| 32 | (蓮能) | 大藏卿 | |

| | 実名(法名) | 呼び名 | 僧位・僧官 |
|----|------------|---------|------------------|
| 33 | 兼順(顕誓) | 侍従 | 権律師 |
| 34 | 兼芸(実玄) | 治部卿 | 権律師 |
| 35 | 芸承(慶榮) | 治部卿 | |
| 36 | 教芸(玄宗) | | |
| 37 | 証玄 | 中将 | |
| 38 | 康祐(教誓) | 右衛門督 | |
| 39 | * * 光兼(実如) | 大納言 | 法印権大僧都 |
| 40 | * 光円(照如) | 中納言 | |
| 41 | * 光融(円如) | 大納言 中納言 | 権少僧都 権律師 |
| 42 | * 光教(証如) | 大納言 | 勅叙法眼 権僧正 大僧都 |
| 43 | * 光佐(顕如) | | 勅叙法眼 正僧正 権僧正 大僧都 |
| 44 | * 光寿(教如) | | |
| 45 | 兼澄(実円) | 中納言 中将 | 法印権大僧都 権少僧都 権律師 |
| 46 | 教澄(実勝) | 中将 | |
| 47 | 教什(証専) | 少将 | |
| 48 | 兼誉(蓮淳) | 三位 | 法印権大僧都 権少僧都 権律師 |
| 49 | 兼盛(実淳) | 少将 | 法印権少僧都 権律師 |
| 50 | 教忠(証淳) | 三位 | 権少僧都 |
| 51 | 兼幸(実恵) | 右兵衛督 | 権律師 |
| 52 | (証意) | | |
| 53 | 佐堯 | 兵衛督 | |
| 54 | 良忠 | 侍従 | |
| 55 | (証栄) | 民部卿 | |
| 56 | 延深(慶超) | | |
| 57 | 兼琇(蓮芸) | 二位 | 権律師 |
| 58 | 兼詮(実誓) | 二位 | 法印権大僧都 権少僧都 権律師 |
| 59 | 佐栄(証誓) | | |
| 60 | 善助(唯芸) | 少式 | |
| 61 | 琇孝 | 式部卿 | |
| 62 | 琇宣(賢勝) | 式部卿 | 権大僧都 権少僧都 権律師 |
| 63 | 兼照(実賢) | 宰相 | 権律師 |
| 64 | 教清(実誓) | 治部卿 | 権大僧都 権律師 |

| | 実名（法名） | 呼び名 | 僧位・僧官 |
|----|--------|------|----------|
| 65 | 兼俊（実悟） | 大納言 | 權少僧都 権律師 |
| 66 | 兼性（実順） | 右衛門督 | 權律師 |
| 67 | (実真) | | |
| 68 | 兼繼（実孝） | 侍従 | 法印權大僧都 |
| 69 | (証祐) | 侍従 | |
| 70 | 佐順（証珍） | 宮内卿 | 權律師 |
| 71 | 兼智（実従） | 左衛門督 | |
| 72 | (証従) | 少將 | |
| 73 | 佐嚴（顯従） | 少將 | |

表2 *は留守職の奏者に就任した事が明らかな者を示す。

| | 実名（法名） | 呼び名 | 僧位等 |
|----|-----------|-------------|----------|
| 1 | 蓮位房宗重 | | |
| 2 | 来善 | 丹後 | 寺主 |
| 3 | 行信 | | |
| 4 | 信衡 | | |
| 5 | 美濃房仙芸（性善） | | |
| 6 | 識善坊長芸 | 讃岐 | 都維那 |
| 7 | 景英（尊英） | 美濃 左衛門少尉 | (御影堂鑑取役) |
| 8 | 慶乗 | 丹後 | 都維那（堂衆） |
| 9 | 慶阿 | 丹後 | 寺主 |
| 10 | 玄英 | 丹後 | 法橋 |
| 11 | 頼善（慶政） | 筑前 | 法橋 |
| 12 | *頼玄（蓮応） | 丹後 | 法眼 法橋 |
| 13 | *頼慶（蓮秀） | 上野介 左衛門大夫 | 法眼 法橋 |
| 14 | 盛頼（唯玄） | 備前守 主計允 | |
| 15 | 兼頼（教心） | 豊後守 勘解由左衛門尉 | |
| 16 | 頼賢 | | |
| 17 | *頼助（祐正） | 伊豆守 右衛門尉 | |
| 18 | 助縁 | 式部 | (堂衆) |
| 19 | 善周 | 式部 | |
| 20 | 頼永（祐善） | 越後守 源左衛門尉 | |
| 21 | 頼定（兼芸） | 大式 | 法橋 |
| 22 | 頼乗（了顕） | 下野 式部 | 法橋 |

| | 実名(法名) | 呼び名 | 僧位等 |
|----|---------|------------|-----|
| 23 | 頼則(教明) | 源左衛門尉 | |
| 24 | 頼包(祐宗) | | |
| 25 | 慶秀 | 上総 | 法橋 |
| 26 | 照賢 | 備後 | |
| 27 | 頼桂(祐乘) | 周防 | 法橋 |
| 28 | 頼誠 | 中務丞 右兵衛 | |
| 29 | 頼敏 | | |
| 30 | 頼房 | 豊後 左京亮 | |
| 31 | 種頼 | 兵部丞 | |
| 32 | 頼和 | | |
| 33 | 康総(玄乗) | 主計允 | |
| 34 | *兼頼(政祐) | 遠江守 新左衛門尉 | |
| 35 | 頼高 | 伊賀 | |
| 36 | 頼統 | | |
| 37 | 頼宗 | 周防守 藏人 | |
| 38 | 頼勝(明心) | 大進 | 法橋 |
| 39 | 頼忠 | 左京亮 | |
| 40 | 頼順(了明) | 周防守 藏人 | 法橋 |
| 41 | 光宗(善宗) | 駿河守 五郎左衛門尉 | |
| 42 | 頼広(勝心) | 肥前守 右京亮 | |
| 43 | 頼次(教宗) | 駿河 兵庫助 | 法橋 |
| 44 | 頼宗 | | |
| 45 | 頼清(正善) | 筑後 | |
| 46 | 頼泰(善慶) | 豊後 治部丞 | |
| 47 | 頼成 | 伊豆 | |
| 48 | 頼弘 | | |
| 49 | 頼勝 | 越後 右衛門尉 | |
| 50 | 詮宗 | 兵部丞 | |